

締約国に関する情報 MK	北マケドニア 一般情報	附属書 B 1 MK
国内官庁の名称	State Office of Industrial Property (North Macedonia) (国家工業所有権庁 (北マケドニア))	
所在地及び郵便のあて名	Str. Dame Gruev, No.14, 1000 Skopje, North Macedonia	
電話番号	(389-2) 310 36 01	
ファクシミリ装置	(389-2) 313 71 49	
電子メール	info@ippo.gov.mk	
インターネット	www.ippo.gov.mk	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	ファクシミリ装置	
送付することができる書類の種類	すべての書類	
書類の原本提出義務	送付された書類が国際出願又は国際出願の補充若しくは補正を含む差替用紙である場合には、送付の日から14日以内に提出 他の書類の場合には、請求がない限り提出義務はない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する。ただし、DHL又はFederal Expressの配達サービスを条件とする。	
北マケドニアの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択により、国家工業所有権庁 (北マケドニア)、 欧州特許庁 (EPO) 又はWIPO国際事務局 (IB) (附属書C参照)	
北マケドニア共和国が指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	国内保護：国家工業所有権庁 (北マケドニア) (国内段階参照) 欧州特許：欧州特許庁 (EPO) (国内段階参照)	
北マケドニアを選択できるか？	できる (PCT第II章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	国内：特許 欧州：特許	
国際型調査に関する北マケドニアの規定	なし	

[次頁に続く]

MK

北マケドニア（続き）

MK

国際公開に基づく仮保護

欧州特許を目的とする指定の場合：

欧州特許出願の公開によって、出願人が北マケドニアにおいて発明を使用する者に対して公開欧州特許出願の請求の範囲のマケドニア語による翻訳文を通知した日から、工業所有権法第17条(3)、第17条(4)、第121条(2)、第291条及び第294条に基づく保護（侵害に対する損害の回復及び侵害行為を禁止する権利）を暫定的に与える

北マケドニアが指定（又は選択）されている場合の有益な情報

国内保護について

北マケドニアが指定（又は選択）されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期

願書中に記載しなければならない。発明者に関する情報がPCT第22条又は第39条(1)に基づく期間の満了時に不明の場合、管轄官庁は通知で定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。

微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？

あり（附属書L参照）

欧州特許については、附属書B 2の欧州特許機構（EP）を参照